

工学院機械系共用設備利用規程

令和3年9月15日
機械系執行部会議 承認

(趣旨)

第1条 この規程は、機械系施設・設備委員会（以下「委員会」という。）が管理・運用する共用設備の利用に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 共用設備 委員会が管理・運用する研究機器および設備等であって、別に定めるものをいう。
- 二 セルフ利用 利用する者が共用設備を直接操作して、分析・測定・観察・加工等を行うことをいう。

(利用資格)

第3条 共用設備を利用することができる者は、委員会が認める本学の職員、学生、特定教員及び東京科学大学特別研究員であり、原則、傷害保険等に参加している者（以下「利用者」という。）とする。

(利用用途の範囲)

第4条 共用設備は、次の各号に掲げる要件を全て満たす場合に利用することができる。

- 一 利用が、教育、科学技術又は産業技術の発展を目的とする活動の一環であること。
- 二 利用が、営利を直接目的としていないこと。
- 三 利用が、本学の業務遂行上の妨げとなるおそれがないこと。

(セルフ利用)

第5条 共用設備のセルフ利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、別に定める様式により、委員会に申請するものとする。

2 委員会は、前項の申請があった場合は、当該申請に係る共用設備の利用許可の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

3 利用者は、共用設備の利用にあたっては、委員会が定める利用規程等を遵守の上、各共用設備の管理担当者の指示に従わなければならない。また、他の利用者の利用を妨げる行為を行ってはならない。

4 利用者は、利用の承認を受けた目的以外に共用設備を利用し、又は第三者に利用させてはならない。

(利用料等)

第6条 共用設備の利用については、有償とし、別に定める利用料を徴収する。

2 前項のほか、利用に係る講習の受講や資格取得に要する費用については利用者の負担とする。

3 前2項のほか、利用者は、共用設備の利用に要する材料、消耗品等について、その実費を負担しなければならない。

4 前3項の規程にかかわらず、委員会が特に認めたときは、利用料等の全額又は一部を免除することができる。

(利用料等の納付)

第7条 利用者に係る利用料等の納付については、委員会が指定する予算の振替により行うものとする。

(利用の中止等)

第8条 委員会は、共用設備の故障等により、その利用ができなくなったときは、利用を

中止し又は延期することができる。この場合において、委員会は、当該中止等の措置について、利用者に速やかに通知するものとする。

2 前項の利用の中止等の措置により利用者に生じた損害について、委員会はその責を負わない。

(利用の取消し等)

第9条 委員会は、利用者がこの規程に違反し、共用設備の使用に重大な支障を生じさせたときは、利用の許可を取り消し、又は一定期間の利用の停止、若しくは直ちに利用を停止することができる。

(事故賠償)

第10条 委員会は、利用者の故意又は過失により発生した事故による負傷等に対する補償は行わないものとする。

2 利用者は、故意又は重大な過失により、その利用に係る共用設備を滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

(法令等の遵守)

第11条 利用者は、共用設備の利用にあたっては、この規程のほか、大学の規則及び関連する法令等を遵守しなければならない。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和3年9月15日から施行する。

附 則 (令4. 9. 21)

この規程は、令和4年9月21日から施行する。

附 則 (令6. 10. 1)

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

共用設備リストおよび利用料金表は <http://www.common-lab.mech.e.titech.ac.jp/top/facilities/> に掲載